# ○上尾伊奈資源循環組合職務に専念する義務の特例に関する条例

令和５年４月１日条例第１１号

上尾伊奈資源循環組合職務に専念する義務の特例に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３５条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1)　研修を受ける場合

(2)　厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3)　前２号に規定する場合を除くほか、任命権者が定める場合

附　則

この条例は、公布の日から施行する。